

平成 28 年 4 月 4 日
鳥 取 労 働 局

鳥取労働局労働基準部健康安全課における書類の誤送付事案について

1 概要

鳥取労働局労働基準部健康安全課（以下「健康安全課」という。）において、健康管理手帳所持者 A さん（以下「A さん」という。）の健康管理手帳を、誤って健康管理手帳所持者 B さん（以下「B さん」という。）に郵送した誤送付事案が発生した。

※「健康管理手帳」とは、就労時に有害物にばく露したこと等によりがんなどの健康障害を生ずるおそれがあり、一定の要件を満たす者に対して都道府県労働局長が交付するもので、定期的な健康診断が無料で受けられる。この手帳には、所持者の氏名、住所、有害業務の作業歴のほか、受診した健康診断結果等の個人情報が記載されている。

2 事実経過

- (1) 平成 28 年 3 月 23 日（水）、医療機関から A さんの健康管理手帳等が健康安全課あて郵送で届いた。
- (2) 平成 28 年 3 月 24 日（木）、医療機関から届いた健康管理手帳は所持者に返送することになっているため、職員 C が手帳返送に係る事務処理をして健康安全課長の決裁を受け、A さんに健康管理手帳を返送するための封筒の宛名書きをした。

職員 C は「健康診断受診対象者名簿」（当該医療機関分）を見て A さんの住所、氏名等を宛名書きする際、誤って A さんと氏名が一字違いの B さんの欄を見て、A さんと勘違いをして住所・氏名を書いた。

職員 C が封筒に A さんの手帳等を封入する際、封筒の宛名と A さんの氏名等が書かれた手帳の確認が不十分であったため、B さんの宛名を書いた封筒に A さんの手帳を封入した。

その後、職員 C は封筒裏の「確認」欄に押印して、課長のチェックを受けるため決裁書類一式（名簿、健診結果の写しなど）と封筒を渡した。

健康安全課長は手帳と健診結果の写しの氏名、名簿を確認したが、封筒の宛名の誤りに気付かず封筒に確認印を押し封緘した。

当日の郵便発送の時刻を過ぎていたため、翌日の平成 28 年 3 月 25 日

- (金)に特定記録郵便でAさんの健康管理手帳をBさん宅へ送付した。
- (3) 平成28年3月28日(月)午前11時、誤送付を受けたBさんがAさんの健康管理手帳を持参して健康安全課を訪れ、自分あてに誤って送付された旨を申し立てた。その際、職員CはBさんに謝罪し、了解を得た上でBさんが持参していたAさんの健康管理手帳を回収した。
 - (4) 平成28年3月28日(月)午後2時30分、健康安全課長及び職員CがAさん宅を訪問し、漏えいの経過説明を行い謝罪し、了承を得た。

3 発生原因等

- (1) 職員Cが「健康診断受診対象者名簿」(当該医療機関分)を見て宛名書きをする際、誤ってAさんと氏名が一字違いのBさんの欄を見て、Aさんと勘違いをして住所・氏名を書いたこと。
- (2) 職員Cが封筒にAさんの手帳等を封入する際、封筒の宛名とAさんの氏名等が書かれた手帳の確認が不十分であったこと。
- (3) 健康安全課長がダブルチェックのため、手帳の氏名と封筒の宛名の氏名を確認した際に、違いに気がつかなかったこと。
- (4) 「誤送付防止のためのチェックリスト」を活用していなかったこと。

4 再発防止対策

- (1) 書類等を郵送する際には、担当職員及び確認者である健康安全課長が対話形式の声だしによる確認を実施すること。
- (2) 書類等を郵送する際には、既存の名簿を活用せず、送付先名簿を改めて作成すること。
- (3) 「誤送付防止のためのチェックリスト」を活用すること。
- (4) 平成28年3月28日付地発0328第5号「都道府県労働局における保有個人情報漏えい防止及び発生時の対応について」に基づく課内研修を実施すること。